

健康福祉課 子育て支援係

【問い合わせ先】 ☎ 22-3167

「児童扶養手当」及び「ひとり親家庭等医療費助成」の現況届は8月31日まで

この届は、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成を8月以降も引き続き受ける要件をみたしているのかの確認、また、所得制限によるその年の8月分から翌7月までの手当の支給額区分を決定するものです。届出がないと、8月以降の手当を受けられないことができません。

児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件に該当している方は、平成20年4月分の手当から一部支給停止となっております。8月以降も7月以前と同様、児童扶養手当が受給できるためには、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書（緑色）」の提出が必要となりますので現況届と併せて提出をお願い致します。

【現況届に必要な添付書類】

- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 受給資格者証
- ・ (全額支給停止の方は証書不要)
- ・ 健康保険証の写し(対象者全員分)
- ・ 養育費に関する申立書
- ・ (平成21年中に受け取った養育費)
- ・ (児童扶養手当受給者)
- ・ 平成22年1月1日現在で阿蘇市に住所がなかった場合は、

前住所地の市区町村長が発行する平成22年度所得証明書
・ 年金証書の写し(ひとり親家庭等医療費助成受給者のみの方で、年金を受給されている方)

児童扶養手当とは・・・

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭生活の安定と自立の促進に寄与するため支給される制度です。(8月から父子家庭の方も受給対象となります)

支給要件

1. 手当を受けることができる人
児童を監護している父または母、児童を父または母にかわって養育している方
2. 手当の対象となる児童
18歳に達する日以降の最初の3月31日までにいる者、又は、20歳未満の者で心身に障害のある者(特別児童扶養手当を受給できる程度の障害)

(提出先)

健康福祉課 子育て支援係

内牧支所

波野支所

市民環境課 戸籍年金係

【問い合わせ先】 ☎ 22-3135

国民年金保険料の免除・納付猶予の制度について

経済的な理由等で国民年金の保険料を納付することが困難な場合には、申請により免除・猶予となる制度があります。免除制度とは、保険料の全部又は一部を免除するとともに万一の場合の障害・遺族基礎年金受給のための要件となります。

種類としては、

- ・ 全額免除
 - ・ 一部免除
 - ・ (3/4免除) 1/4免除
 - ・ 若年者(30歳未満) 納付猶予制度
- があります。免除期間は7月から翌年6月までの期間となっております。ただし、収入などの条件がありますので、詳しい内容については戸籍年金係にお気軽にご相談ください。

※20歳以上の学生の方は「学生納付特例制度」があります。申請がお済でない学生の方は、お早めに手続きをお願いします。

五岳を望む聖地

あそ宮地墓地

募集区画 5㎡より各種 全区画平地

阿蘇市一の宮町宮地469 一の宮総合運動公園通り TEL (0967)22-6099

お気軽にお問い合わせください。